

第十九回 参議院通商産業委員会會議録第二十七号

昭和二十九年三月三十一日(水曜日)午前十時三十七分開会

委員の異動

三月三十日委員松野鶴平君、西川彌平治君及び大谷實雄君辞任につき、その補欠として石原幹市郎君、西川甚五郎君及び安井謙君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 松平 勇雄君
加藤 正人君
海野 三朗君

委員

石原幹市郎君
黒川 武雄君
小林 英三君
酒井 利雄君
岸 良一君
豊田 雅孝君
藤田 進君
三輪 貞治君
天田 勝正君
武藤 常介君
白川 一雄君
齋木 重一君
政府委員 西村健次郎君
法制局第三部長 西村健次郎君
通商産業 古池 信三君
政務次官 中島 征帆君
通商産業省公 中島 征帆君
益事業局長

事務局側

常任委員 林 誠一君
会専門員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の会議に付した事件

○ガス事業法案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(松平勇雄君) これより通商産業委員会を開会いたします。

先ずガス事業法案を議題に供します。質疑のおありのかたは御質疑を願います。

○豊田雅孝君 言うまでもなく、ガス事業は地域的な公益事業であります。が、それにもかかわらず今回のガス事業法におきましては法律制にいわゆる地域独占を認めないことになつておるのではありませんか、これは如何なる理由に基くのか、この点を法的に御説明してもらいたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) この法案の第五条に、ガス事業の許可の条件が列記してありますが、左の各号に適合していると認めるときでなければ許可をすることができないということになつております。その一つに第三号であります。そのガス事業の開始によつてその供給区域の全部又は一部においてガス工作物が著しく過剰とならないこと。この文句が入つてゐるわけでありまして、もと／＼初めの草案と

いたしましては、現在の公益事業令と同様に同一地域において二つ以上のガス事業を許可してはならないと、こういうふうな趣旨で立案しておつたのでございまして、憲法の営業の自由の原則にもとる虞れがあるという理論からいたしまして、この五条の三号のような表現を以て置換えられたわけでございます。従つて表面的には地域独占といふことは認められておりませんが、この三号の運用によりまして、実際上は同一地域に二つ以上のガス事業が行われるといふことは大部分の場合におきましては、その供給区域の全部又は一部においてガスの工作物は過剰になるという事態が多々あり得ます。で、通常はこの規定によりまして二つ以上許可されないといふことが多いと思ひます。ただ特別の場合におきましては、やはり地域独占の規定がありませんために実際問題として二つのガス事業が並立して許可されるという可能性がございまして、運用上はそういうような許可が行われるといふことは極めて限られた場合のみ考えられるわけでありまして、実際面におきましては地域独占の規定があるのと、さう大差ないことになるのじやないかと、こう思ひます。

○豊田雅孝君 私は實際問題について将来問題の出る場合もあるだろうと思ふのでありますが、特に法律論としてかような公共事業の濫立を防止するといふことはこれは公共の福祉を害するといふ上において必要なことは言

うまでもないのでありまして、さやうな場合には憲法においてもこれを認めようとする、又行くべきものだと、又さういふ解釈ができると思ふのでありますが、それができないといふことはどういふ理由によるのか。というのは、他の法律で例へば保安の今合理化に關する法律が提案されておりますけれども、保安の輸出会社などはこれが一手に輸出するといふその独占が法律案としてはすでに認められておるのであつて、又輸出入取引法においても輸出組合が一手に輸出するといふことすら認められておるのでありまして、これもやはり公共の福祉からさやうな行き方をして来ておると思ふのでありまして、特にかやうな公共事業であるガス事業について公共の福祉的な見地からする独占が許されるといふことは非常におかしいと思ふのであります。その点においては私は旧憲法も新憲法も變るところはないと思ふのであります。が、旧憲法時代にはやはりさやうな見地から営業自由の制限といふこともしつておつたのであります。さかからず今このガス事業法についてその地域独占を真正面から認めないような立法をしなければならなかつたといふことが法律的には合点が行かぬのでありまして、その点を明確に答弁してもらひたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) この点実は私も法理論を十分、まあ必ずしも納得しておらないわけでございますが、法制局の審議会で公益事業であり

まして絶対的にその地域内で二つ以上のものを許可してはならないといふふうな制限をしようといふことは憲法上疑義があるといふことからさやういふ表現になつたわけでありまして、實際問題としては先ずこれで、このために特にガス事業が濫立になるといふようなことがないように運用すること、十分であるかと思ひます。どうも法理論的にはいさ／＼まあ我々も議論して見たわけではございませんけれども、やはり憲法上おかしいだらうといふことで法制局においてさやういふふうになつたわけでありまして。

○豊田雅孝君 私は最初質問の前提がこれがもう法理論として明確なる答弁をしてもらひたいといふことを言つておるわけでありまして、實際問題は實際問題として又あと質問をしたいと思ひますが、法理論として政府委員のほうでも必ずしも納得しておられないやうな口吻でありまして、政府委員のかが納得せられておられないやうなことが質問者としても私納得するわけに行かぬのであります。その点どうですか。

○政府委員(中島征帆君) 我々原案を作りましては堅持から申しましてさやうな考慮の必要はないのじやないかといふ堅持を持っておりますが、ただ憲法の解釈等につきましてはやはり法制局のほうで憲法的な解釈をおさすといふやうなことになるのであります。結論においては法制局の解釈に従つたわけでありまして。

○豊田雅孝君 只今も申しますように、確安関係の法律なり、輸出入取引法においては一手輸出まで認めておるというふうな点等から見まして私はこれらとのバランスをどういうふうに見て行くか。この点について法制局長からはつきりした答弁を得たいと思うのです。その点どうぞ委員長お取計らいをお願いしたいと思います。

○理事(松平勇雄君) それじや早速法制局長を呼ぶことにいたします。

○豊田雅孝君 それでは次の問題に移りますが、第五条によると一地区内に二事業者を認める場合があり得るわけですが、これは実際的にも許可するつもりなのか、許可するというところであると、具体的に言うかどうかという場合を想定せられておるのか、現に二つ以上許可しようというふうな実情に迫られておるのかどうかという点、これら点について伺いたい。

○政府委員(中島征帆君) 現在のところ同じ地区に二つ以上許可しようという意図はございません。ただ考えられますことは非常に弱いガス事業者が、供給予て、その地区内でばらばらにガスの出願があつて、それが又その残りのところを埋めるといふときには、これを二つ以上許可するといふことがその地区の業者の条件に合致するといふ場合も起り得るわけでありまして、そういう場合が若しありますれば二つ以上許可するといふこともあり得るわけですが、実際問題としてはそういうことは困るのではないかと。ただ現在新潟のごとき天然ガスのある地帯でございまして、ガス事業者が地区を持つておりましてその供給をしておりませんが、そのほかに天

然ガスを掘つております別の企業がありまして、それが特定供給をしており、その特定供給の範囲がだん／＼拡がつて数が殖えて参りますと、これは一般供給に近付いて来るわけでございますので、そういう場合におきましては本来から言うところ特定供給をやめてガス事業者からガスを卸して、ガス事業者から一般に供給してもらつて、こういうふうにして行くのが適當であらうと思ひます。

従つて指導方針としてはそういうふうなやり方と思つて行かざるを得ないわけですが、仮にそれが納得せずに行かない場合におきましては、相違らずかなり多数の特定供給を続けさせるといふ場合におきましては、むしろその場合には一般ガス事業者としての許可を受けさせまして、このガス事業者の本来のい／＼な規定を全部適用するといふことにしたほうが適當な場合も出て来るわけでありまして、その場合におきましては一つの地区に現在ありますガス事業者と現在供給を行なつております。別の企業も合せてガス事業者として認めるということも併せて考へております。大体そういうことのないように一地区におきましては一つのガス事業者が責任を以て全体の要求に應じられるように指導するのが適當であらうと思つております。

○豊田雅孝君 そうすると法律上は地区内に二事業者を認め得るような建前になつておるが、実際的には二つを認めるということはしないといふふうな考へていいんでしょうか。

○政府委員(中島征帆君) 絶対にないとは言い切れませんが、大體の場合には考へられないわけ

す。

それからいま一つ申し落しましたのが、非常に広いガスの供給区域を持つておりまして、その一部におきましてはまだ実際に供給されておらない、そういう場合に現在の法規によりましていうと、別の企業がその残された地区につきまして供給しようといふ場合におきましては、先ず現在のガス事業者からその地区を割つてもらひまして、それで改めてその地区に對しまして別のガス事業者を認めるという、こういう手續をするわけでありまして、第五条がこういうことになりました結果は、必ずしも前のガス事業者の区域をそのまま区切りませんで、別にその部分だけ許可するといふこともできるわけでありまして、この場合は休眠区域の減少という規定もありますので、一方的に政府でその区域だけを削りまして、新しく認めるといふことにいたしました。二重に許可しないといふ場合もあり得るわけですが、若しも二重に許可しようと思へばその場合にはできないこともない、そういうことにはなるのであります。

○豊田雅孝君 一地区内においてこれが非常に広きに及んでおると、そこに他のガス事業者を認めなければならぬといふような事態が出て来たら、これは地区の変更をしてそれ／＼の地区においてガス事業者を認める。それぞれ地区に對してそれ／＼のガス事業者に責任を持たせるといふことのほうが私はガス事業者のような公益事業から見るといふと當然の措置じゃないか。従つてそういう点から地域的独占といふことを法律的に認めることは何ら差支えない。若しもそこに只今申すよう

にもう一つガス事業者を認めたら、それ／＼の事態が出て来たならば、それは嚴重に審査して地区の変更を要すれば地域独占の問題は理論的にも又實際的にも何の差支えないことになる。そういう点においてこれは實際から見てもガス事業者については地域独占を認めるべきものだ。それでなければ責任のあるガス事業者の経営としての責任ある行き方というものはできないし、これが又地区の供給者に対しての公共の福祉から考へて面白からんことに却つてなると思ふのですが、その点はどうですか。

○政府委員(中島征帆君) その点はさにお話の通りでございまして、規定はこういうふうになつておりまして、規定も、實際の運用としましては只今のよう二重のガス事業者が許可にならないような運用をしたい。こう思つております。

○豊田雅孝君 實際的には別の運用をして事なきを得るのだ。そういうことのために法律的な、觀念の遊戯的な法律をやらんなんということは私は非常な疑問だと思ふ。而もその法律論がはつきりした法律論ならだけれども、地区の再検討をし、地区の変更を要すれば地域独占の思想といふものは充足できるということになれば、何のため地域独占を否定しなければならぬ法律論があるか私にはどうしてもわからぬ。その点について法制局長のほうと話をしなければいかんのかも知れないけれども、率直なところを言つて立案者である中島公益事業局長としてはどういふ信念を持つておられるか。私はやつぱり行政といふことは信念がなければ

ばいかなと思ふ。そういう点について立案者であり、現在公益事業局長である中島政府委員の端の率直なる信念を開きたい。

○政府委員(中島征帆君) 自身としては結局法制局におきまして、法制局のほうの御説明も聞いておりますが、結局におきまして公益事業といつたしましても、實際的には地域独占と殆んど変わらない。この第三項の規定を見ましても著しく過剰とならないことといふことがはつきり語られております。過剰とならないといふ場合がこのガスのごとき事業につきまして考へるそのことは極めて稀でございまして、従つて表現は變つておりますけれども實質的には地盤独占といふことは、やはり従来同様に今後運用上とられるから、従つて内容的には真正面から憲法にぶつからないだけであつて、その實質上は従前と同様であるといふように私は考へております。

○豊田雅孝君 それは一地区内に二つ以上事業を認めるといふことでありながら、それはもう殆んど絶対的といふくらいに認めることにはならないのだと、そういう運用によつてこの法律の欠陥を補つて行かうといふことに實際はなると思ふ。併しまあこれ以上追究しても際限のないことですから、一応まあこの程度にしておきますが、法制局に對しては改めて又質問をいたすことにいたします。

それから次の問題は第十二条によつて許可する事業といふのはどういふものを想定しておるのであるか。これを伺いたい。

○政府委員(中島征帆君) 十二條で但書がございまして、「通商産業省令で

定める事業については、この限りでない。

「い」というありますが、ガス事業については御承知の通り副産物がコークスからタール系統、たくさんございまして、当然ガス事業を営む場合におきまして付随するような副産物の販売につきましても一々許可を受けさせないで、省令で以て初めから包括的に許可をしてしまふ。それ以外のものにつきましても許可をするわけでありまして、これはほかの附帯事業といいたしまして、ガス事業としてやらなければならぬものは少いわけでありまして。例えばガス器具の販売あたりがまあ考えられる程度でございまして、これもいろいろ各方面からの御意見もありまして、器具の販売等によりまして一般の事業の、中小企業を圧迫しないようにという点に十分考慮の上これに對して許可する。こういうふうなことを考へております。

○豊田雅孝君 私は今今お話のあつたような事業はガス事業の附帯事業としてやろうと思へばやれるんだと思へば、これも運用よろしきを得れば行けることだと思つております。従つてこの兼業規定を置いておくという事は、だん／＼兼業をやることを誘発する、それによつて中小企業者などの折角やる事業を圧迫するということになつておもうのであります。この点についてどうしても兼業許可の規定が要るものかどうか、それについて御意見を伺います。

○政府委員(中島征帆君) 兼業の規定がありませんといふことは結局兼業しても差支えないといふことになつてこれを野放しにすることになりますので、これは公益事業としては適当じやない、そうすると兼業する場合に一応これを禁止いたしまして、許可をして開かせるということになるのであります。公益事業であるガス事業が如何なる兼業をしても差支えないといふことはこれは明白でありまして、ガス事業としての監督を十分徹底させるためにも余分の仕事をさせない、又ガス事業そのものの一般事業者に対してサービスを向上させる上においても、ガス事業に必要ないような兼業をさせることはよくない、こういう意味でありまして、やはりこれは一応許可制をとつておく必要があるものであります。併し全然これを禁止するといふことは只今のようないものにつきましてもやはり許さざるを得ないわけでありまして、それが余りに行過ぎないようなことを、許可を申請しましたときに、審査して決定する。こういうことになるわけでありまして。

〔理事松平勇雄君退席、委員長着席〕

○豊田雅孝君 この兼業許可については只今も申すように、これは最小限に考へて許可して行くべきものです。これは現にそういう趣旨でやらなければならぬと思ふ。その点追加しておきます。

○政府委員(中島征帆君) その点は私も従来もそのつもりでありましたが、今後ともやはりできるだけ絞る。ここまではガス事業以外の事業を営むことによつてガス事業の性格に支障を及ぼすことがないといふことを認めなければ許可をしない。こういうふうになつておりますが、むしろその附帯事業を営むことがガス事業遂行のために必要であ

る、支障がないといふことだけでむしろ一般のサービスその他から言つて必要である、そういう場合に限るといふくらのつもりでやつております。

○豊田雅孝君 次に五十二條の委任事項であります、通商産業局長と都道府県知事にどの程度の委任をするのか、その点を具体的に、通商産業局長に對してはこういうものを委任する、又都道府県知事に對してはこういうものを委任するといふことをはつきり伺いたい。

○政府委員(中島征帆君) 都道府県知事に對しましては第三十條の権限を委任する予定でございまして。これはガス事業者が仕事をやります場合に、それによつて監督でございまして、政令によりまして仕事をやる場合に、あらかじめ都道府県知事に届出をさせまして、どこでどこでどういふ仕事をやるかといふことを知らしておきまして、それでその仕事があらかじめ許可を得た方法に従つてやるべきでありますので、その方法を則つておるかどうかといふことを都道府県知事に監督させまして、その方法が適當でない場合におきましては改善命令を出す。その命令の権限を県知事が持つ、この程度のことを考へておるのであります。つまり保安につきましては地元で都道府県が一

番密接な関係がございまして、その点については大体都道府県に監督させ、これはできるだけ広汎な各規定を委任したいと思ひますが、まだ明確な限界はございませぬけれども、併し例へば事業の許可でありますとか、或いは供給規程の認可でありますとか、こういうふうな基本的なことはやはり全

國的な頭で以て考へる必要がございまして、これはやはり本省に置くべきものだと思ひます。それ以外のことはできるだけ譲るつもりでございまして、例へば供給規程を守つておるかどうかといふことの監督でありますとか、それから苦情の処理の、苦情の申出の規定がございしますが、その苦情の申出につきましてもの処理、そういうふうなことは通産局長に委任するつもりでございまして。

○豊田雅孝君 都道府県知事からは第二十八條の保安上の命令権限でありまして、或いは立入検査等についての権限の委任を希望し、又この委任によつて本法の現実に即応する円滑なる運営をしたいといふような希望があるやうであります、これについての御意見はどうですか。

○政府委員(中島征帆君) 第二十八條の保安基準につきましても、これはやはり全国的に統一した形が必要でありますので、通産省で定めさせていただきますが、その基準に従つて維持補修をしておるかどうかといふことにつきましても、これは或いは都道府県知事に譲つたほうがいいという御意見もあると思ひます。特に三十條による導管の工事等に関する権限を委譲する場合においては、それに関連いたしましてこの一部のものは都道府県知事のほうに行かぬかわからないのであります。が、全般的に申しました場合には、全体的な保安の基準と、それからその基準がその通り守られておるかどうかといふことにつきましても、一応通産省としてもやはり十分監督する必要がございまして、これにつきましてもは原則としては通産省或いは通産局にお

て運用するといふつもりであります。

○豊田雅孝君 ガス事業法の沿革等から見まして、都道府県知事との間は非常に円滑に行くことが本法の運営上必要だと思ひますので、今後都道府県知事との間の円滑に事が処理せられるように、その点について今後の委任規定等についても、本法の施行の今後の状態に鑑みて適當な処置をせられるように希望して私の質問を終ります。

○三輪貞治君 十二條に、先ほど豊田委員からも御質疑ございましたが、兼業を許可する規定がございまして、第二項によりますると、「通商産業大臣は、ガス事業者がガス事業以外の事業を営むことによりガス事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。」とありますから、ガス事業の適確な遂行に支障を及ぼす虞れがないと認めれば許可がされるわけですが、若し許可をされる場合には、適確な遂行に支障を及ぼす虞れがないと認められて、事後においてそういう虞れが出た場合の監督官庁としての通産省の処置はどういうことを考へておられますか。

○政府委員(中島征帆君) これは法律的には一旦許可いたしましたものを、事情が變つたからと以つて取消すといふことはできないことになつておりますが、併し許可をいたしますときの条件として、こういう場合には又取消すことがあり得るという条件をつけることは可能でございまして、又實際の問題といたしまして、そういう条件をつけましても、仮に許可したときと全然事情が違ひまして、その後におきましてはそういう兼業を認めるといふ

ことは適當でないという場合におきましては、事案上の行政指導によりましてこれをやめさせるというふうに行つて行くことができるわけでありませう。

○三輪貞治君 第二十五条の特定供給の問題であります。これは先ほどの委員会でも極々質疑が交わされました。特定供給を受けているガスは高カロロリーで、而も電気ガス税が課せられないということになれば、ガス会社の供給区域内において多量に高カロロリーの原料ガスを使う業者が特定供給を希望することは当然の成行きであつて、そういうことがだん／＼多くなればガス事業者の事業内容を攪乱するやうな虞れはないかということについて種々質疑が交わされました。こういう虞れのある供給事業についてこれを届出制にされて、許可制とか認可制というものにされなかつた主な理由、これを明らかにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) ガス事業者以外の者が特定のものに對しましてガスを供給するという場合は、これは極めて特別の場合でございまして、それがガス事業者の供給区域を攪乱する程度までに広範囲に行われます場合には、これはガス事業と何ら区別がなくなりませう。そういう場合におきましてはガス事業としての許可を受けさせますか、或いは卸事業としてガス事業者のほうへ一応卸をさせまして、ガス事業者から供給されるというふうに行つて行くのが普通であると思ひます。従つて特別の場合に、例えば自家用のガス発生装置、或いは天然ガスの装置を持つております者が、その余つたものを隣接した土地關係で供給する

というやうな場合におきましては、一これれを許可制に引つ掛けますのも少し行過ぎになると考えまして、一応その点は届出制によつて大体どういふうなことが行われておるかということを知りたいと思ひまして、それが余りに広く行われるやうな虞れがある場合におきましては、卸、或いは一般供給事業者としての手續を踏ませるやうに、そういう指導ができますやうに一応届出制をとりました。通常の場合は特別の許可制をとりませんでも大体認めて差支えないものが多いだろと思ひるのであります。届出によりまして、行過ぎだけをすぐあれするといふ考えでおります。

○三輪貞治君 第五十三條の關係であります。その三項に、「ガス事業に従事する者が正当な事由がないのにガス工作物の維持又は運行の業務を取り扱わず、ガスの供給に障害を生ぜしめたとき」二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処せられるわけですが、その「正当な事由」といふのはどういふことを予想されておりますか。又「正当な事由がないのにガス工作物の維持又は運行の業務を取り扱わず、ガスの供給に障害を生ぜしめたとき」といふのはどういふ場合であると想定されますか、お伺ひいたします。

○政府委員(中島征帆君) これは特に犯罪を構成するやうな場合を予定しております。例へば個人的な理由によりましてガスの工作物につきましても義務を怠つて、そのためにガスの供給に支障を生ずるといふやうな場合におきまして、これを放任することは一般の事業家の利益を害します。そういう場合については罰則を以て取締る

わけですが。例へば正常な競争行為等によりまして行います場合には、これは正当な事由と認められて、この規定が適用にならないということになります。

○三輪貞治君 それでは労働組合が休暇、時間外の労働拒否等の場合は、これは正当な事由と認められるわけですね。

○政府委員(中島征帆君) 具体的にそういう場合にはどうかということ、私は労働法規に詳しくございせんので、はつきり申し上げかねますけれども、組合活動といつたしまして正常な行為であるといふふうには認められる場合におきましては、この五十三條の規定は適用がないわけですね。

○三輪貞治君 それでは第一項の「ガス工作物を損壊し、その他ガス工作物の機能に障害を与えてガスの供給を妨害した者」云々とある項も、やはり労働組合の休暇拒否、或いは時間外労働拒否といふやうなものは該当しないと解していいわけですね。

○政府委員(中島征帆君) 一項のほうは工作物を破壊するやうな行為でありますので、こういうものは恐らく競争行為といつたしましても適當ではないと考へられますから、恐らくは損壊のやうな行為がありまして場合には、労働組合活動としても認められない行為といつたしまして、従つて五十三條の規定の適用があるといふふうには存じます。

○三輪貞治君 工作物の損壊は勿論そういうふうにも私も了解いたしますが、その次の「工作物の機能に障害を与えてガスの供給を妨害し」といふのは、これは時間外の労働拒否等の場合には、手不足になりますために、工作物の機能に障害を与えることも望ましくないとしても、これも予想される場合があるわけで、そういう場合は私に聞いておるわけですね。工作物を故意に損壊する場合は、これは如何なるものか、どういふ理由によつて行つて行つても、この條の適用を受けることは勿論であります。その後段の、組合としては、工作物の機能に障害を与えることが目的でないにしても、時間外労働の拒否をしたために、手不足のために事實上は工作物の機能に障害を与える、影響を与えたといふ場合のことを聞いておるわけですね。

○政府委員(中島征帆君) 例へば競争の発生装置に全然石炭を送らない。そのために釜が壊れるといふやうなことは起り得るわけでありませう。そういう場合には、その行為そのものが労働行為として正当な行為であるとするれば、結果において釜は壊れましても、これはやはり五十三條の規定は適用がないものと思ひます。

○天田勝正君 私はこの委員会に出たのは初めてでありますので、すでにこの法案は数回に亘つて審議されたものでありますので、私の質問がすでに他の委員によつて質疑されておりますれば委員長から御注意を頂ければ、それは速記録で読みますから御注意を願ひたいと思ひます。そこで御質問申上げたのは五十三條の關係でございませう。ガスの主任技術者の免状は、左の各号の一に該当する云々とありまして、そこに二つの号がありまして、第一号は、「ガス主任技術者 國家試験に合格した者であつて、通商産業省令で定めるガスの製造及び供給の作業に關する経験を有するもの」、こゝういふことと規定され、その次に、「十五年以上ガスの製造及び供給の作業に従事した者」云々と、こゝういふことになつておるわけでありませう。そこで私が聞きたいのは、第一号において「供給の作業に關する経験を有するもの」、こゝういふことは現に経験を有するものだけに限定するものか、過去数年間か、十数年間か知りませんが、とにかく過去において経験を有すれば、その間中断しておつてもこの國家試験に合格すれば、直ちに技術者の免状を下附されるものか。それから次の二号については、十五年以上ガスの製造供給作業に従事した者は、別段國家試験等を受けずして、その免状が下附されるものか、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) 第一号のほうは「経験を有するもの」とあります。この経験は大体一年くらいは経験を考へておりますが、これは無論過去におきませう経験でも十分でございませう。それから第二号のほうは、これは試験を受けなくて、つまり學歷はありませうけれども、相當の長年月に亘つて、このガスの技術者としての経験があるといふ場合におきましては、特別選考によりまして、そのまま得意としない試験等の手續を経ないで免状を与える趣旨でございまして、免状を以てして免状を与える、こゝういふやうな制度でございませう。

○天田勝正君 この第二号の場合、個別に別段細かい規定等なしに、「製造及び供給の作業に従事した者」と、こゝうありますから、いわゆる経験、い

する経験を有するもの、こゝういふことと規定され、その次に、「十五年以上ガスの製造及び供給の作業に従事した者」云々と、こゝういふことになつておるわけでありませう。そこで私が聞きたいのは、第一号において「供給の作業に關する経験を有するもの」、こゝういふことは現に経験を有するものだけに限定するものか、過去数年間か、十数年間か知りませんが、とにかく過去において経験を有すれば、その間中断しておつてもこの國家試験に合格すれば、直ちに技術者の免状を下附されるものか。それから次の二号については、十五年以上ガスの製造供給作業に従事した者は、別段國家試験等を受けずして、その免状が下附されるものか、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) 第一号のほうは「経験を有するもの」とあります。この経験は大体一年くらいは経験を考へておりますが、これは無論過去におきませう経験でも十分でございませう。それから第二号のほうは、これは試験を受けなくて、つまり學歷はありませうけれども、相當の長年月に亘つて、このガスの技術者としての経験があるといふ場合におきましては、特別選考によりまして、そのまま得意としない試験等の手續を経ないで免状を与える趣旨でございまして、免状を以てして免状を与える、こゝういふやうな制度でございませう。

○天田勝正君 この第二号の場合、個別に別段細かい規定等なしに、「製造及び供給の作業に従事した者」と、こゝうありますから、いわゆる経験、い

わば重役の立場におりましたも、その申請ができると解せられると思うので、そういうところの基準はどういうふうにきめようとするのであります。まあ五項には、「手続的事項は、通商産業省令で定める」と、こうなつておりますけれども、その定められます通商産業省令の内容であらうか、定められているものがあれば、多少これは基準をきめておきませんと混乱するのじやないかと思うのですが、その点は如何でしょうか。

○政府委員(中島征帆君) これはその省令できめますのは、大体この免状下附の手続的なことを書くわけであります。その下附の基準につきましては、実は予定いたしておらないわけでありまして、この二号の場合におきましては、要するに国家試験を受けまことに同じように、実際の実力があるということを確認しなければなりません。で、例えばこの事務的な作業に長年従事してありまして、これは広義におきましては製造及び供給作業ということも或いは言えるかも知れませんが、実際の製造その他の現場におきまして、技術者としての相当な経験があると、そういうふうなことを十分調査いたしまして、審査することになるわけでありまして、単に形式的に一定の年数以上ガス事業に従事しておつたということでは許可することにはならないのであります。

○天田勝正君 私がこういう質問を申上げる意図は、これは日本の教育全般の問題に関するものでありますが、大体日本においては、この文字に現わす学問をいわゆる学問というて、経験や何

かのことは、今日まで極めて軽視して来た、こういう傾向は否めない。それで実際の大学の電気科を出た者が、さあラジオの組立などになると一向にできない、こういういわばかたわな教育が行われている。ですから私はこういう第二号のように経験を重視するということは、極めて賛成なんです。賛成であるけれども、これが製造及び供給の作業に従事したという言葉が、如何にうにでもとられますが故に、いわば経営の立場にあるものが経理的な、事務的な立場にのみ限定できない。やはり技術的にも自分が監督し、経験を積んでいるのだ、こういうふうな当然解せられると私は思う。その最高いわけの弊部という立場に立てば、これが事務的な仕事だということに徹然と判別できません。それは技術的な方面も監督指導する、こういう立場もおのずから加味していると思うので、そこで私は今お答えになつたように、第五項はただ手続的なことをきめるのだとすれば、ここに何らか基本的なものを明定して置くか何かいたしませんと、その場合余りに何と申しまするか、通商産業大臣の認定按配というものが自由になし得る危険がありやせんか、こういうことから聞いていますのであります。

○政府委員(中島征帆君) この二号のほうには「前号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有している」ということがございますが、要するに、この第一号によりまして国家試験をするものと同じような能力が、試験をしないうで認められる場合ということになるわけでありまして、それで国家試験の科目につきましては、これは省令で一

応はつきりさせるところであります。が、大体こういう範囲の筆記試験を行うというのをいたしまして、九つばかり挙げてございますが、第一にガス事業の関係法令、これだけが法令的なものであります。これは特にこの中で保安に関するものだけに、それから以下はずつと技術的な科目でありまして、ガスに関する化学理論、それからガスの製造、それからガスの供給、ガス器具、ガスの分析、ガスの熱量測定、ガス工作物、製造所の設計、いずれもこれは極めて技術的な科目であります。こういうものを国家試験によつて、この技能の程度を見るわけでありまして、従つて第二号のほうにおきまして、やはりこういうような事項につきまして、十分知識、経験を保持しているというふうな認められませんかという、二号のこの水準に至らないわけでありまして、単に漠然としたこの事務的な経験等によりましては、いずれもこういうものに該当いたしませんから、従つてそういうものに對しまして第二号の免状を交付するということとは考えられないわけでありまして、

○天田勝正君 それですから、お伺いしておるのであつて、第一号と同様に、或いはそれ以上の知識及び技能を有しておる、こう通商産業大臣が認定しなければ免状を許可しない。こういうわけなんだけれども、その同等以上という認定を一体どこに置くかという事なんです。だから今の御説明でも同等以上ということを、どういう認定を一体どういう方法で下すのかということになりますれば、それは当然に第一号のものを提出して来て、こういうものがあるからそれと比べて見てよい

のだという認定をするのだ、こういうお答えをされましたも、それなら第一号と同じにするのは、やはり口頭試験なり或いは試験委員等がそこへ揃つておつて筆記試験をさせないというやうな方法でそこをいへる、比べて見ません。その認定ができなくなるはしませんか。だから試験をなさずして下附するといふのなら、何かそこへ基準を設けておきませんと、結局同等と認めるといふのが手加減だけに、いわゆる腰だめになつてしまやせんか、この点をお伺いしておるのです。

○政府委員(中島征帆君) なか／＼むずかしい問題でございますが、実際問題として第二号で免状を下附される場合は特殊な例であると考えられます。従つてその件数も余計ございませぬので、大体第一号のほうの試験をいたします試験委員が、実際上面接をするだけ、或いは口頭でいろいろ試験をいたしまして十分その実力を認めたときに二号によつて交付する、こういうことになるわけでありまして、

○天田勝正君 これはこういうことなんでしょう。相当の経験ある場合にはいゝゆる実地試験等を免除する。併し相当経験があつていゝ／＼技術的なことを聞かれても質疑応答に應ぜられる、こういう人ならばそれを文字に書かしても同様に見えるわけでありまして、その筆記試験に関する限りはただ試験の煩瑣を省くために、実際に器具等を扱わせたり、或いは発生装置等を扱わせたり、こういうやうないゝゆる実地的な科目はもう試験をするまでのことはないと思ひます。現にそれをやつておるのだから、そこまで駄目押しをする必要はない。この分は要するに試験を免

除する。こうなると、事が整理されてはつきりする。要するに初めどういう段階で試験をするか知りませんけれども、一般のこうしたものの試験だつたら、必ず第一次試験とか、第二次試験とか、或いは実地試験とか、こういうふうに分れておる。その第一次の基礎的なものだけはこれは経験があつても文字に現わすことができるのでありますから、そこだけはやる、あとの経験的なものについてはもう試験を免除する。こういうことならば極めてそれが明瞭になつて来るのですけれども、初めからもう何も試験せずしてそうして特殊の場合だからこれは個々にきめるといつてみたからといつて、通商産業大臣によつて自由に按配できる。これは私のみならず、当然皆そう思うと考えます。この点を何か基準をきめておかなければ必ず困ることが私はできると思ひます。どうですか。

○政府委員(中島征帆君) この主任技術者の免状は大体国家試験を通じて下附せられるというのが原則でありまして、二号の運用はこれは特別の場合に限ることになると思ひます。例えは地方の小さなガス会社において主任技術者を置くのにも、ちゃんとした科目のある国家試験を受けられるやうな人物がやつと得がたいけれども、すでに相当永年の間ガスの製造に従事しておつた技能者であつて、実際的には全然心配ないが、併し国家試験を受けさせるのに筆記試験等において甚だ寛東ないというやうな人があります。場合、やはりその者に対して主任技術者の免状を下附するのは余り適当でございませぬので、その場合特別選考して下附するということになるわ

けであります。従つて原則は試験を受けさせるといふことにしておきまして、どうしても試験が受けられないような者で、而も実際の能力というものは過去の経験から言つて十分間違いない、こういうふうな者につきまして二号による免状を下附するというふうに考えられます。

○天田勝正君 どうもそこが不明確でしてね。私がなぜこれにこだわるかと言いますと、このガス事業の保安を掌る者は、この法律を全部通読いたしますと、ガス主任技術者の免状を持つておる者なんです。だから三十六条なんかも、ガスの製造又は供給の作業に従事する者、つまり経営者といえどもガス主任技術者がその保安のために指示に従わなければならぬという、実に強大な権限を持つておる。ガス事業保安に対して、如何にガス主任技術者が強大な権限を持つておるかということがこれでもわかりますし、次の三十七条でガス主任技術者に対して通商産業大臣が解任命令権を持つておるといふのは、ガス事業が例えば損壊したような場合、これを意図しておつたような場合、社会全般に不測の禍いを及ぼす故にであり、ガス主任技術者といふものが実に強大な権限を持つておるとは私は然るべきだと思ふ。そういう者がいないといけない。経営者といえども技術的に見てこの人に従わなければその保安が全きを得ないし、全からざれば社会に不測の禍いを及ぼす、いわゆる大患害息というふうなことも起らないではない。ここに主任技術者の決定というものは極めて重大な要素となつて来るのであるという観点に私は立つてです。であるからどうも特別な

場合でなければならぬとか、或いは通商産業大臣が自由に認められる、こういうことはとても了承しがたいのです。だからこれは要するに規則で定める場合に、今私が先ほどから言つたようにまあ第一次試験とでも言います基礎的なものについては書かせて、そうして技術的な、経験的なものの試験は免除する、こういうような方法で三十三条三項第二号の下附をするというところが然るべきものと私は思う次第でありますけれども、規則の上にきよに定めることはどうもそれはいいけないという積極的な理由でもございますか。

○政府委員(中島征帆君) 国家試験のほうはこれは実地試験は実は考えていないのでございます。すべて筆記試験でやるわけでありまして、従つて二号を適用してやらなければならぬようなものにつきましては、筆記試験そのものが極めて不得意である。従つて若し免除するといふと全部を免除しなければならぬことになりまして、そういう点がはつきり書けないわけでありまして、実際問題としましてはもう特別の場合でありまして、この場合十分個人々々につきまして審査をして一号と同じ程度の能力があるといふふうに認められた場合においてのみ免状を与えることになるのでありまして、従つて二号の運用が極めてルーズになるという御心配はないと考えております。

○天田勝正君 ないのではないかと云つたつてね。この法案では罰則のほうを見て参りますと、非常に重い罰則も科せられるのです。そこで私はこれを検討いたしました。こうした公共性を持つもの、社会全般に不測の禍いを及ぼすような危険があり、そのた

めの保安が必要だという事柄からして、かなり重い罰則が科せられる。これも又私は止むを得ないという立場に実は立つての。それで一般の工場等の従業員でありますれば課せられないような責任すらこれは課せられておる。さつきも三輪委員がいろいろ五十三年について指摘されましたから私は重複を避けますけれども、一般の従業員でさえ、そうして少し怠つただけでもいろいろ罰金、或いは懲役というやうなことも科せられる。更にそれを監督して参るし、而も技術的な問題については経営者といえどもこれは命令権があるというのがこの法律で定めたところのこれは主任技術者免状の所有者なんです。それが通商産業大臣が自由に、まあ大まかに腰だめで、何の試験もせないで、一体免状が下附できるということはどうも私は不足であると思わざるを得ないのであります。そのところを私を納得せしむるところの説明を願えませんか、それは。

○政府委員(中島征帆君) これは、本来から言へば、もう一号の關係だけで済むのが一番簡単であります。やはりどうしても筆記試験を受けても、これはとても自信がない、併し十分経験と実力があるといふふうな者につきまして、全然途を塞ぐのもどうかというやうな見地から二号を置いたのであります。従つて、これが非常に多くの場合こういふことが起り得るとは考えられませんか。ただ、一応この途をあげて、若しこれに該当する場合にはこれによりまして必ずしも試験を受けなくてもいいという途を開いておるのでございまして、従つて、これにつきまして

をつけますことは、却つて又その途を甚だ困難にいたしますので、一応こういうふうな例外的な取扱といたしまして、非常に単純な表現にいたしましたのであります。なお主任技術者は三十六条二項によりまして、或る種の権限を持つておりますが、これは「製造又は供給の作業に従事する者」でございまして、この場合におきまして、経営者等は含まれないわけでありまして。

○天田勝正君 それはおかしいな。併し、これはあとの別な条文にガス事業者に卸をする者もあるし、仮に現在なかりとも、小さなところだつても、さつき十二条の關係で三輪委員が指摘されておりましたけれども、一定の条件を満たせば認可せざるを得ないのであります。小さなところと、それが出て来る。経営者といえども、そういう供給の作業に従事しないところで局長は判定するの、そんなことはあり得ません。十二条の關係で、私は一定の条件を備へた者には許可する、こういうことは新しい法律の形態として誠にいかんと思ふ。そこをまだ官僚が按配をする、取捨選択をするといふのはけしからんことで、一定の条件を備へたならば許可すべきである。それで、小さなものといえども許可しなければならぬ事態だつて生じて来る。その場合には経営者といえども作業に従事する者のほうへ入ります。製造する者の中に入ります。そういうものについて主任技術者がいなければこのガス事業は駄目なんでありまして、そういう場合にはガス主任技術者はそういう経営者といえどもこれに限る限りは指揮をするでしよう。

なガス会社で、経営者自体が実際の製造作業に従事するといふことはこれは起り得ないことでもないと思ひますが、そういう場合におきましては、むしろその経営者自体がそのガス主任技術者の免許状をもらつて、自分が主任技術者として下請をされるというところはこれは職務組織上むしろ特別でありまして、経営者が仮に製造、供給をやつておりました、その下の者が主任技術者として経営者のほうに對しまして指揮命令するといふことはやはりこれは適當でない。そういう場合には、両方が持つておりましたも、実際の主任技術者といふものは経営者が當る、こういうことになるわけだろと思ひます。

○天田勝正君 余り三百代言みたいな答弁をしないで、現実だつてあるのです。地方の小都市、私のほうで例えば熊谷市を見ても、同じ東京ガスの傘下には置かれておりますけれども、これは小さい供給を行なつておる。そういう場合には、工場長といふものは労働組合法規の關係や何か言へば、経営者そのものではないけれども、これは明瞭に経営者の側に立つ、労働争議の場合でも、併しそのものは何も必ずしもこの主任技術者の免許状を持つておられません。そこに配属された主任技術者がやはりそれも掣肘を加へることが出来るのです。現実だつてそれはある。だからそれだけの権限を持たせるといふことは私は反對ではない。そういうものがあつて経営者といえども掣肘を加へることは、こうした公共性のある事業、殊にガスが漏洩したといふやうな場合には不測の禍を生ずるのだから、技術的に見て、保安上こう

○政府委員(中島征帆君) 非常に小さな

しなければならぬという権限を持つ技術者があつてこれは然るべきだ。決してこのことは私は反対しておるのではない。それだけに主任技術者の資格の認定については重大である、こういうふうな言つておるのであつて、でありますから、第三十三条三項二号の問題は、私はだん／＼質疑も長引きますから、まあこの程度でやめますけれども、私はこの試験については五項の、手続的事項は通産省令で定める、これらについてまだ／＼研究が私は不十分だと思ふ。この質疑をやつておつて不十分と思わざるを得ない。これは他の委員諸君もそう感じになると思ふので、これらをきめるときに十分な措置をいたしませんと、むしろそれだけの実力のないものにすら免状を下附されて、而も通産産業大臣が認定して、下附するといふけれども、あらゆることとて、そうであるけれども、実際に係の主任程度のところで按配されるというものがこれは省令や政令の実態なんです。であるから、私はこれだけ長い時間を費して質疑申上げてゐるのであつて、そういうものが簡単に係あたりで按配されるということになりますと、極めて経験者を優遇するがごとき条文でありながら、実際は手加減で実力のないものに下附することが起り得る、起り得た場合に、誰が一体保安の万全でないために害を受けるかと言へば、或いは道路を通行しておる者が突如として卒倒するという場合もあり得る。私はどうも納得はできませんけれども、これは不十分だとあなたはここで言いくからうから、まあ親切心でそういう五項の省令を定めるときに十分に注意して頂きたいということを

希望申上げて置きます。

○政府委員(中島征帆君) 省令の不備につきましては、只今の御意もございまして、十分なお今後研究をいたして頂きたいと思ひます。それからい

一点、三十六条の關係でございますが、お話の骨子は十分わかりますが、法律の文句から言ひますと、「供給の作業に従事する者」でありますので、例えば工場長のときは作業には従事しない。従つて主任技術者の指揮の下には入らない。こういうことにな

るわけでありませう。

○天田勝正君 それがあるのですよ。あるから言つておる。それはかまの監督にも行つておれば、それは仕事もしておりますよ。局長、そんなこと言ふのならね、又質疑の時間が長引くんだが、一体あなた、全国のそういう、例えば大きな会社の末端組織でもあなた全部御覧になりましたかね、そんなこと言ふのなら、実例があるから私は申上げておるのです。

○政府委員(中島征帆君) そういう実例は私は存じませんが、作業に従事するものといふものは、つまり技術の監督として現場をとき／＼廻るとか、指揮をすることかといふものでなくて、実際に主任技術者の下でシヤベルを取るなり、ハンマーを握るなりして実際の作業をやつておる、こういうふうないわゆるまあ労働者を考へておるつもりであります。

○天田勝正君 それならばお伺いしますが、この三十六条の二項の、「作業に従事する者」とは主任技術者よりも下でという今お話でありますけれども、私は下であらうと上であらうと、保安のためにする指示は主任技術者が

できるのであるし、又その指示を受けたならば他の者は従わなければならない、こう一般のまあ日本の用語例に従つて解釈しておつたのですけれども、そうすると今の言葉で言へば主任技術者よりも下と、こういうこととありますから、その下とか上とかいふのは誰がどういふ基準で判定するのですか。

○政府委員(中島征帆君) すべて下の者に限るといふ趣旨ではございませう。通常の場合は主任技術者の下で実際の仕事をやつておるといふものを予定しております、それ以外に例えば同格以上の者がやはり実際の作業に當つてゐる場合はこれは勿論含むわけでありませう。

○天田勝正君 だから私が言ふんことじやない、だから上でもあるのですよ。通常の場合は下であるかも知れな

いけれども、上の者もある。だからさつき申上げた工場長のごとき者も、例えば工場長だから一般的監督をして現場にいてお前こうせい……その場合主任技術者が工場長、そんなことを言つたつてそんな指示に従つていたら危険なんだ、あなたはそんな口を出すことは要らんと、こういうことがあり得る。あり得るのみならずそういう技術の経験を持つてゐる者が指示しなければ危険だから特に重要視して、その主任技術者といふものの不備な点があれば通産産業大臣がこれを解任命令する。一休民間会社の技術者について解

任命令権が通産大臣のほうにあるといふことは、それだけ社会公共に不安を与えてはいけない、害を与えてはいけないといふ、この法律の趣旨からそうなる。工場長といふも指示がで

きるのです。ですから私はそれらの研究は十分でないと思うから三十三条第五項に「手続的事項は、通産産業省令で定める」、こうしてあるから、余りに時間をとるよりも……まだ研究不十分であるから、それらを研究されて通産産業省令を定めるときに十分御注意頂きたい、こう要求しておる。

○政府委員(中島征帆君) 御趣旨は十分わかりましたから、省令につきましては十分研究いたしたいと思つております。

○海野三朗君 私がお伺いしたいのは、この二十八条であります。このガス布設しますときに、都道府県知事の承認を得るといふことになつておりますが、「保安上の基準に適合してない」と認めるときは、「云々」とあつて「移転すべきことを命ずることができ」る。じやいけな、命じなければそのままになつてしまふのであつて、地方のガスを布設するといふようなときはやはり地方の状況があるものですから、その状況をよく了解の下にやり

ませんと、そこで争ひが起るといふふうに私は思ひます。地方から苦情が出たときには、ただ「命ずることができ」るのじやいけな。そうすると、とにかく通産大臣がこれを許可しておるのだ、お前文句言ふなといふことになりませうと、都道府県、それから市なり、或いはその道路の監督をしておる果なり市市なりの了解を得ることが大事であるが、この法案に私は非常に薄く

載せられておると思ひます。この二十八条をどういふふうにお考へになつておるか。その一点と、それから先ほど豊田委員からもちよつと触れられました問題でありましたが、又三輪委員か

らもちよつと触れたのでありますが、五十三条の第二項の「みだりにガス工

作物を操作して」、この「みだりに」といふのはどういふ意味でありますか。それから第三項の「ガス事業に従事する者が正当な事由がないのに」、この正当な事由といふと、例えば労働争議のような場合は正当な事由と認め

るのか認めないのか、それをばつきり伺いたのであります。

○政府委員(中島征帆君) 第二十八条の問題であります。例えば道路を使用するような工事につきましては、これは当然道路法によつてあらかじめ許可を受ける必要がございませう。従つて、ガス事業法によつて布設の許可を受けましてもやはり道路法その他の別の法律による手続をした上で行うことになりませう。それからさういふふうな問題のない場合におきまして、例えばガス配管を敷設するとか、それを修理するとかいふ場合におきましては、事実上地元の大きな問題でありませうので、これについてはいろいろ自治体或いはその他のものの意見があるわけでありませう。そういう点は十分確めまして、大体全般的に言つても了承ができておる、又その工作物の設計等につきましても、保安基準に合致しておるという場合におきましては許可をするわけでございます。法律上市町村長等の意見を聞くといふ手続にはなつておりませうけれども、実際問題といたしましてはそういう点まで行かないようにいたしたいと考へております。

それから第五十三条であります。みだりにガス工作物を操作するといふことは、例えば修理をしましたために一時バルブをとめるというふうなこと

としましては、憲法は一定の枠をこしらえておられますが、その枠にぶち当たれば、いつも立法としても容認されるべきかどうか、これは又別の問題であらう、こういうふうな考えでおります。この場合におきまして、ただ一人の私企業者、私人、私企業者にガス事業という事業を独占させ、ただ一人にしか与えないということが、果して憲法の規定している、全体の憲法の趣旨と申しますか、というものに照らしまして妥協なものであらうかどうか。と申しますのは、憲法二十二条の職業選択の自由とか、或いは十四条の平等の問題というように照らしまして、果して妥協かどうか。そこまで供給独占の規定を入れる必要があるかどうかという点が一つ考えられなければならぬと思うのであります。勿論ガス事業というものが一定地域においてただ一つしか存在し得ない、本質的にただ一つしか存在し得ないものでありますれば、これは勿論それは妥協な規定として容認されるでありましょうが、私どもの了解いたしましたところでは、ガス事業というのは、まあ大体において独占的なものである。独禁法の二十二条においても、自然的独占事業として独禁法の適用を排除せられていたような事業であります。その点は勿論我々も認めなければならず、必ずしもすべての地域についてただ一つしか存在し得ないというまで、法律が立法の態度としてそういう規定の仕方をする必要があるであり、又妥協であらうか、こういう点は非常に検討の余地があるのではないかと、こういうふうには私は考えた次第でございます。従いまして私どもは、何にも憲法の規定が、憲法に違反

するから、従つて供給独占はいけないというふうな解釈は勿論とつておりません。只今申しましたような考え方で法案の審議に際しまして、供給独占規定は一応削つたほうがいいのではないかという結論に達したわけでありまして、ただ勿論これは私の今申し上げたのは、一つの法理論として申し上げただけでありまして、現実の問題として一区域にガス事業というものが濫立するということとは好ましくない。又この法案の第五条ですか、その許可の基準というものも、相当過剰投資、二重投資の防止というふうなことも考慮に入れた、適正なところにガス企業が定められて、恐らく現実の問題としては、ガス事業のごときは一定供給区域に一つになるのとはなからうかというふうなことも念頭に置きつつ、立案に際している我々のほうは考えた次第でございます。お答えしましたことが、ちよつと御質問に外れたかも知れませんが、どうも……

○豊田雅孝君 私が質問しておりますのは、二つあるわけなんです。一つはガス事業のごとき公益事業、やがて電気事業法も出て来るでしょうが、かような公益事業に対して、供給区域というものがあつて、供給区域として然るべきな区域を定め、むしろそれによつて責任を負つて、厳正なる監督をして行くのが、公益事業としての監督の本筋じゃないかという点についての問題と、それからもう一つは、憲法それ自身のこれは解釈がやはり問題になるのだと私は思うのですけれども、先ほどの憲法の解釈はそうではないのか、うな御答弁がありましたけれども、結論的にはやはり憲法の解釈そのものの問題になつて来ると思うのであります。この解釈については一つのやはりバランスがなければならぬと思うので、そういう点について私が気にかかるところは、今提案せられております、保安工業合理化及び保安輸出調整臨時措置法案であります。この第十一條には保安会社以外の者は、会社から譲受たものでなければ、保安を輸出してはならぬ、これは大きな私企業の独占だと思つて、ところがこれが認められておるといふのに、そうして一方何人か見ても公益事業と見なければならぬガス事業などに対して、特に独占をやめさせようといふ、そういう点において解釈というか、政府内部での考え方というものが統一せられておらんという点に、私は一番大きな疑問を持つておるわけです。前段のほうの公益事業においてすら、私企業には独占を認むべきじゃないという理念で行くことについては、これはいろいろ懸念があると思つておられるけれども結局は水掛論になると思つておられるが、少くともバランスはそれととれていないといけません。そのバランスがとれておらないといふところに私は疑を持つておる。この点について如何にこれをお考えになるか、それが両者違つたといふことがはつきり法律論的に筋が立つてくれればいいが、私は一つの懸念を持つておるのですが、それが解けることになれば問題は無いわけですが、そこをはつきりして頂ければ……

○政府委員(西村儀次郎君) 豊田委員の今の御質問は大変むずかしいので、一体バランスがとれておらないじやないか……、いろ／＼な立法に対する政府の、要するに、憲法との関連における見解、これは大変にむずかしい問題であります。バランスがとれておるか、とれておらないか、ということには、然らば何によつて判断するかといふ一つの物差があると思つておるものであります。要するにその物差といふものが一定の極めてわかりやすいはつきりした具体的な、形式的にはつきりしたような物差といふものが、これは実際にはそういうものを確立するといふことは不可能じやないか。こういう各法案に對する政府の態度といふものを併せて、総合的に見た上でバランスがとれておるかどうかという問題であらうと思つておる。各案また法律案につきましてこれとこれとどうだといふふうには、私今検討の意味もいたしておりませんでしたが、これも、この要するにガス事業法なり或いは今後提案化されるかも知れませんが、電気事業法といふものの、供給独占といふものを認めなかつたといふことは、ほかの法案に對する態度とバランスがとれておらないじやないか、こういう一つの事業について認めていじやないか、要するに、その立法論であらうと思つておる。妥協かどうかという問題であらうと思つておる。私が先ほど申し上げましたように、それは直接憲法の問題といふふうには私も考へておらない。勿論現行法であつても、供給独占の規定はありますし、それは十分憲法的には一応の理窟が立ちますけれども、私の申し上げた意味は、どうしても一本にしくちやいけないう理由がないものであれば、やはり憲法の底に流れておる精神をできるだけ活かして行つたほうがいいんじゃないか、そこで私は実態を知りませんので、私がこういうことを申し上げると、口

はばつたことになりすけれども、私どもの伺いましたところでは、ガス事業につきましても、実問題として一区域一会社しか恐らく存立し得ない、併しそれでも例外的には二以上存立し得る場合もあるといふふうには私は伺つたものでございまして、その場合必ずしもそれを一致しなければならぬといふふうには考えることは如何なるものであらうか。又電気につきまして、ここで電気のことについて申し上げるのは如何かと思つておるけれども、これも一つの地域に一つしかなくつた、本質的にそんなものじやなかつたのではなからうか。過去の電気事業の例を見ましても、私はどうもそういうふうな気がするのでございまして、従つてバランスの問題といふことになりまして、非常にむずかしい問題でございまして、私がたつとした御答弁にはならなかつたかも知れませんが、要するに妥協かどうか、必要かどうかという点で私どもは最後の判断をしたいと思つておる。結局それは水掛論になるかも知れません。

○豊田雅孝君 これは非常に重大な問題だと思つておるのですが、厳格なる法律論といふことになりまして、又相当法律論として論議しなければなりません、だん／＼質問をしております、必ずしも厳格な法律論だけでなく、事業の実際を見、或いは場合によつては政府の意気込みによつて考えられるといふふうになりまして、大分法律論よりも實際論といふ感じが、やや政治論的なふうにもなつて来るのであります、いよいよ／＼そうになると、私は大いに考えなければならぬといふことは、ガス事業だとか、或いは電気事業のこと

きものは、或る地域についての独占的な事業で行くということとは当然なことでありまして、先ほども言うように、それで行かなかつたならば濫立さえ起きてそこに公共的な福祉を害するようなことを自身が出て来る。而も一つの地域というものは、これは普遍的なものでなければならんわけではないのでありまして、最初許可するときに、或る地域を許してその後の事情の変更なり、或いはここにもう一つ公益事業を許したほうがよいという場合には、地域の変更をさせさすればよい。従つて、その時期において、何人が考えても最も妥当だと思ふような地域を想定し、そこに独占形態を認める行き方をするということは、公益事業として一番いいということに私はなると思う。これは何も新憲法になつたからとか、或いは事情が變つたとかというようなことでない。前から旧憲法の時代にでもやはり公共の福祉といひますか、或

のどこが違うかということが法律論的にも或いは實際論的にもはつきりしないということになると、一体通産委員会は何をしておつたか、政府もそうでしょうが、或いは法制局もそうでありましょうけれども、通産委員会自身一体何をしていたということになる。この点については明確な私は線を画してやらうことが必要だと思います。これがむしろほかの委員会にかかつておるものとの食い違いでありまして問題でありますけれども、通産委員会にかけられて来ておるだけに、それ自体に問題がある。私企業の独占ということをや非常にやかましく言われるが、純然たる私企業には独占を許す、公益事業であるところの私企業には独占を特にやかましく言う、むしろ逆じやないかという感がするのです。この点について私は責任ある答弁をしておいてもらわないと困ると思いますが、如何でしょうか。

○政府委員(西村健次郎君)　まず第一点の、先ほど私が申上げた点のいろいろ多分に政策論、政治的な含みを持つた発言のようにおとりになつたようでありますが、私の申上げた趣旨は決してそういう意味ではございませんで、およそ我々が法律を作る場合において、やはり生きた社会的な現象なり経済現象を前提としないと、法律は書けないわけでございます。そういう限度において私は言つたつもりでございます。して、なか／＼その限界が多少むずかしい点で、或いはそういうふうにおとりになつたと思いますが、私はどうであるべきかということを申上げたつもりではないわけでありますから、御了解願つておきたいと思ひます。それから

ら次の確安の法案について、これと同じ私企業でありながら、片一方については独占を認め、片一方については独占を認めないというのはおかしいやないか、私実はその確安のほうの法案の立案にも参画いたしました、あれは第十六国会で、ちよつと内容を覚えておりませんので、失礼するかも知れませんが、たしか確安の会社については特別な法律による法人としての特殊な性格が与えられておつた、こういうふうに考えております。公益事業法なり、ガス事業法なり、或いは公益事業令による会社、これは飽くまでもそういうした商法による普通の株式会社……お前はなぜそういう形式的なことを言うかというお話があるかも知れませんが、そこに大分經理の監督面がだんだん強化されて行く、こういう公益事業だからというので監督面が非常に高権力による私企業への容喙の度合が強まつて来ますと、特別法に基く特別法人との実質的な限界は殆んどなくなるのではないかという感じがいたします。ただこの法律で扱つておる程度に於いて、監督についてはやはりまだ私企業ではなからうか、こういうふうには法的に一応解釈したのであります。こういうやり方が果して妥当かどうか、一つの立法論としては独占を認め、強力な会社を認めた半面、特殊法人を作る、或いはそこまで至らななくてもつとく強い監督を加えるというようなことも考えられます。我々としてはやはり私企業の企業性をこういう面と併せてこの程度のものであれば、やはり今先ほども申上げましたように立法の態度、或いは法律の運用として、そういう考えをとつておるので

あります。こういう考えであります。

○豊田雅孝君 碓安関係のほうは、碓安工業合理化及び碓安輸出調整臨時措置法案という一つの合理化と、臨時輸出調整をやるというこの法律案のその中へ碓安輸出会社というものが認められておるというので、特別法人でもないと思ふ。特にそれがために特別法が出ておるのではないのでありまして、又このガス事業法というものは、特にガス事業のために特に特別の法律ができて、それに基いてそれ／＼ガス事業会社というものに許可して行くという行き方なのであります。一体どちらが特殊な立場にあるのか。会社を比べて見て、どういうふうに見た方がいいのかということが相当議論があるだろうと思ふ。要するにガス事業のごときものは公益事業であるというところとは何人も疑ないところである。それ故に公益事業令にまで出されておつたということでもはつきりしている。併しながら今度できる碓安輸出会社というものの、これを公益事業会社であるというふうに見る人は私は恐らくないと思ふ。そういう点にも問題があると思ふのです。

それからもう一つ、先ほどお話があつたのでありますが、政府の、殊に原案を作成せられた公益事業局のほうで一地域に二つのガス事業会社を認めてもいいかのような話もあつたかのようなお話があつたのでありますが、先ほど公益事業局長からの説明によりますと、法律は、地域独占を認めておらなくとも、殆んどの場合において一地域内に二つのガス事業会社というものを認めて行くということはない。どちらかというところ、原案者としては独占をさし

たかつたのだけれども、それが法體局で歪められたから、運用によつてこれを独占的に運用して行くのだというような答弁だつたと思います。いよく聞けば聞くほど誤りがわからなくなる。要するに、当時公益事業局がしつかりした理論構成を以てぶつかられたら、法制局では許してもよかつたのだと言わんばかりの語になつて来ておるのであります。こういうことを、私は、これは、私個人が質問しておりますけれども、通産委員会全体として、一体こういうものをこの程度の審査で通して行つていいのかどうかに根本的な疑問がある。

○政府委員(西村健次郎君) ガス事業の会社は純然たる公益事業で、徳安は公益事業じゃない、だから公益事業をやつていう会社だから独占を許すべきだということには私はならないのではないか。公益事業というものは事業の或る性質でありまして、非独占とすべきか、独占とすべきか、これは又別問題である、こういうふうに了解しております。

それから先ほど来私は二つ以上許可することがある、そういうふうな運用方針をはつきり私は聞いたというふうな申上げているわけではございませんで、これは勿論法律が実施された場合におきまして、通商産業大臣がこれをどういうふうに運用し、現実はどういうふうな免許をするかという問題であります。私がとやかく言う筋合ではございません。私の伺つたところでは理論的にはそういう場合も考え得るのではないかというふうに私もこのほうでは了解したのでございます。必ずしも私は公益事業局長が御答弁になつたことと私が矛盾したことを申上げています。

というふうには考えておりません。
○豊田雅孝君 私、先ほど公益事業局長の答弁を法制局第三部長は直接聞いておられなかつたかも知らんのでありますが、速記録を両方真剣に読んでみると私が疑問を抱いておるところが相当はつきりして来ると思ふのであります。

それともう一つは、独占を仮に許すということになるならば、私は公益事業と純然たる私企業と比べた場合には、公益事業のほうにこそ独占を許していいのじやないかということになるのが、私は法律的常識だと思ふ。そこに私はやつぱり疑問を持つ。

○政府委員(西村健次郎君) 今の豊田委員のお話は立法論からで問題だろふと思ふのであります。公益事業まで許すとなれば、これは独占形態でやるべきだ。それが公益事業の本質的なものであるというふうに私ちよつと伺えたのでございませう。そうしますと、既往における、公益事業令以前の電気事業法においては、たしか独占の規定はなかつたように私は考えております。し、現実に公益事業は大正年間です。昭和に至りましても、例えば東京なんかにおきましては同一供給区域に二以上の電力会社が存在しておつた。これはやはり存在しておつたこと自体は公益事業の本質に反したことじやなかつたのじやないかと、こういうふうには私は思つております。

○豊田雅孝君 私が今質問した点を適に言いますと、独占を許さないのだが、許すというぐらゐならば公益事業のほうに許したいのだらうと、公益事業に独占を許さんぐらゐならば、私企業の独占を許すべきものじやないのじやないかということになるの

ないのじやないかということになるのであります。このガス事業に独占を許さんぐらゐならば、何故に硫酸工業合理化及び硫酸輸出調整臨時措置法案において硫酸輸出入会社に輸出を独占させておるのかというところに私は大きな疑問を持つ。

○政府委員(西村健次郎君) ちよつと私の申し上げたことが言葉が足りないので誤解なきつたのじやないかと思ひますが、公益事業ということ、私企業ということとはちよつと範疇が違ふ問題であつて、私企業かどうかということとは企業形態の問題である。公益事業であるかどうかというとは或る事業の種類別と申しますか、種別といつたら弊弊がありまふというふうには私にむしろ例えは電気事業、鉄道事業、或いはガス事業というふうなものを公益事業。その中における企業形態が私企業であるか、公企業であるかというふうな問題があるかと思ひます。公企業と申しますか特殊な法人、或いはそれより少し下りまして特別に法律によつて特殊な強い監督を加へられておる私企業であるか、いろ／＼そこに段階があります。こういうことを私がさつき申し上げた次第でありまして、従ひまして公益事業令、或いはガス事業法案におけるガス事業会社は、これは公益事業をやつておる会社でありますけれども、純然たる私企業じやなからうか。そこで御議論としては確かに私企業ならば、これだけの強い監督を加えておるじやないか、いろ／＼な経理の監督なり、会社の監督、これだけの監督を加えて私企業の、いわば私企業というものは本来利潤追求で経済人として自由に経済活動をすべき性質のものであるにか

かわらず、いろ／＼なところに紐を引つ張りながら、それで而も独占をさせないというのはおかしじやないかという御議論なら、これは確かに立法論としては伺えるのでございませう。その点については私先ほど申し上げましたように、やはりこの程度においては建前としてはやはり独占というはつきりした法的独占までの程度まで至ることは必要であらうかという多分に疑問があります。そうでなくても現実にそこは免許基準等の運用で十分にやつて行けるのじやなからうか、こういうふうには考へております。

○豊田雅孝君 この硫酸輸出入会社のほうが私は公企業であるという建前ならば、お話の点もありまして僕も相当區別して考へられると思ふのです。併しこれは公企業形態にはなつておらん。そして又一体輸出のようなものを対外貿易の公企業でやるということにまでなることがよいかどうかということに非常に疑問がある。

それから更にもう一つ、この際例を挙げますけれども、輸出入取引法においては輸出組合はやつぱり一定輸出ができる、これなどもやつぱり一つの独占的な行き方となつて来ると思ふのであります。そういう点をいろ／＼考へて見ると、非常に大きな公共の福祉に反しない限りは独占を認めて行くことも止むを得ないじやないかという考へが、少くとも最近の立法にはずつと出ておると思ひます。にもかかわらず今回ガス事業について非常に厳正な態度をとられるところに僕は疑問を持つのです。これは議論をしたら際限がないのですけれども、とにかく私

は納得が行かない。
○政府委員(西村健次郎君) 私は硫酸の輸出入会社が公企業だと申し上げたわけじやございませんで、ただ私一般的にことを申し上げますと、企業の形態として、純然たる私企業から国営企業まである。この間に地方公営企業というふうなものもありましようし、私企業であつてもいろ／＼な段階があるう、そこに政府の監督なり介入という、そういうことを一般論として申し上げるわけでありませう。

それからガス事業について独占をやらさないということにつきましては、先ほどから申し上げましたように、現実に何と申しますかその公共の福祉、先ほど豊田委員の中されました公共の福祉に反しない限り独占を認める方向ではないだろふかという点でございませうけれども、我々やはり態度としては公共の福祉上止むを得ない場合においてはのみ独占を認めるというのがやはり筋ではなからうか。要するに独占でなくともやつて行ける場合においてはやつぱりそれは認めて行く。認めるというのには独占でなしに、やつぱりそこは競争の余地を残すということが必要なんじやなからうか。そこで私が先ほど繰々申し上げましたように、この場合において必ずしも法的独占まではつきりしなくてもやつて行けるのじやないかというところが我々の結論です。ここはもう今日申上げましたもやはり見解の相違ということにならうかと思ひます。

○豊田雅孝君 このガス事業については独占でなくともやつて行けるといふことが私は実体的に無理があると思ふのですが、従つて公益事業局長も、速記録を調べてもらへばいいのですが、かような独占を認めない行き方になつておつても、実際的には殆んどの場合において二つ以上のものを認めるということとは先ずない。殆んどない。これは現実にそういう二つ以上のものを許可し得るような場合が想定せられておるのかどうか。でき得るのかどうか。こういう例でもあれば又私はそれでいいと思つたのですが、その点も追及すると、現在は考へられん。要するに法律はどうなつておつても実質的には独占で行かれるのだということになるのです。正直なところを言へば、私は率直に言つてそれがつきり主張せられたならば、法制局のほうでも私は今のお話だとそれを認めて行つてもよかつたのだというこゝになつておると思ふのです。お答えが。そこに私はもう非常な疑問を持つ。

○政府委員(西村健次郎君) どうも今の豊田委員の御質問、私が答へる筋合じやない。私のほうはもう先ほどから繰々申し上げましたように、要するにやはり公共の福祉というものの兼ね合いの問題だろふと思ふのです。併し特に独占というふうな問題については慎重に考へなければいけない問題であらう。それで又実体はそれじやこうじやないかということになりますと、私のはうでこれ以上申上げるのも如何かと思ひますけれども、まあいろ／＼そこにはおのずから極めて特殊な専門家でなければわからない、判断できないという問題なら別でございませうけれども、少くとも我々が与えられた範囲内、我々の理解した範囲内におきましては、我々の考へたところまでは必要

ない。私は今でも、その考えは私ども法制局としては変つてはおりません。

○豊田雅孝君 最後は公益事業局長に急を押しおきますが、公益事業局長としては強制的に運用して行かなくては、場合によつては一つの供給地域内に二つ以上のガス事業を相当許して行つてもいいというふうに考えられるのですか。

○政府委員(中島征帆君) 通常我々が予想しますようなケースにおきましては、二つ以上のガス事業が許可されるという事は恐らくないと思ひますけれども、併し場合によりまして、やはりそういうふうな二重の許可をしなればならぬというふうな事情が起きないとも限りませんから、そういう場合におきましては、やはりこの規定を運用して、同一区域内に二つ以上を許可するという事も起り得ると思ひます。

○豊田雅孝君 そうなれば、適格なる条件を備えて許可申請した場合には、相当私は許可するという態度を示されなければいかんと思ひます。その場合になんだかんだと難癖をつけて結局許可しないというふうなことがあると、私は今日非常に議論を長くした筋合から見ても非常に問題がある法律を我々は通して行くのですから、その場合には、相当無理のある法律を通したと通したなりに、やつぱり通した以上はこの法律に忠実にこれを実行して行くということではなければいかんと思ひますが、そういう点において許さるべきものが将来政府の無理押しというか、或いは無理な解釈運用等によつてこれが又許されんというふうなことはないように、これは私は、そうは言

もの非常に通産当局としては苦境に立たれると思ひます。そういうことを私は予言しておきますが、そういう点はよく通産大臣にも話をせられ、よく将来の運用方針というものを今からお考えになつておかぬかという点と由々しき問題になると思ひますので、その点を私は警告しておきます。なおそれと同時に将来電気事業法を立案の際に、私が今日議論した点は十分法制局との間において、法理論もさることながら、行政の実際という点、事業の実際、将来の運用方針等から見られて、真剣なる議論を闘わされて、次回にはつきり答弁できるように、一つお考えおき願ひたいということをお添へておきます。

○委員長(中川以良君) 衆議院の修正箇所につきまして、天田委員から御質問の御通告がございまして、衆議院の通産委員であられる齋木重一衆議院議員が出席されました。先ず天田君から御質問を願ひます。

○天田勝正君 時間もございませぬし、齋木議員もお忙しいようでありますから、私はかいつまんで質問申上げます。そこで私の質問の意図がどこにあるかを明らかにするために、若干意見を申上げますと、先ほど来この委員会が三十三条関係の主任技術者の任務等が議論されて参つたわけでありまして、そこで私もこの主任技術者の立場というものを非常に重視いたして参ります。と申しますのは、三十三条を御覧頂きますならば、その二項に「ガスの製造又は供給の作業に従事する者は、ガス主任技術者がその保安のためにする指示に従ふなければならぬ」という規定がございまして、実

はこのことはむしろ一般の会社或いは官庁等の職制のように上から下へ業務命令をするという形ではなしに、社会公共のためにこのガス事業における保安については、このガス主任技術者といふものは、道に上位の者にでも指示することが出来る。こういうふうに強い権限を持たしてあるわけでありまして、罰則その他の事項を見ますと、例え

ば十二条で、ガス事業者は、ガス事業以外の事業を営んではいけない。つまりこういう規定は、事業者にとつてはかなり致命的とも言うべき制限も加えている。或いは又五十三条を見ますと、という点、ガス事業に従事する者、つまり使用者といふことも正当な理由がないのにガス工作物の維持又は運行の業務を取り扱わず、ガスの供給に障害を生じたときには罰則の適用がある。こういうような場合で、これは私は経営者とそれに働く従事者と両方の例を挙げたわけでありまして、とにかくかようないふ制限が行われたり、又罰則がかなり苛酷に科せられてゐるわけでありまして、その罰則が随分苛酷と思はれるようなものを科するのには、何としてもこれが社会公共の不測の禍を重視しなければならぬという点にかかつてゐると思ひます。従つて衆議院におきまして、これらの罰則を皆お認めになつたと思ひ、我々も苛酷であるけれども、社会公共の福祉のためにこの程度の罰則を認めて行きたういふ考へてゐるわけですから、そういう立場に立つ一方、冒頭に申上げたように、その保安を掌るのはガス主任技術者だ、こういうことになつてゐるのに、衆議院のほうは、三十三条を改正

いたしまして、四項の第一号によつて「次条の規定によりガス主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者」と、こう下段にありまして「一年を経過しない者」という者には交付を行わない。こういうふうには、ガス主任技術者のほうから見ますと、この軽微な改正を行なつたわけでありまして、ところがこの法律全般を流れる精神というものは、むしろ事業者や主任技術者や、或いは従業者という立場に立つて考えられてゐるのではなくて、社会全般の立場に立つて考へられてゐると思ひます。そうすると、この条文だけを主任技術者の立場に立つて軽くするといふことは、逆に社会一般のほうから見れば改悪された、こういう結果になるのであります。説明すれば長くなりますから、説明はその程度でやめますが、そういうようなことで、この主任技術者の免状の問題について軽くされたといふことは、社会から見れば、この法律が改悪された、こういうことになりまして、これらの経緯、どうしてこうせなければならぬのか。私はその点を衆議院における審議を通じての経過並びに結果をお伺ひしたいと存じます。

○衆議院議員(齋木重一君) 只今御質問の第三十三条中の修正は、衆議院の通産委員会におきまして、各党一致いたしまして、私が修正動議を提案説明をいたしました立場上、こちらに参つたような次第であります。いろいろ御議論もあり、御意見もあらうと思ひますが、ガス主任技術者の二年を一年にいたしましたというのは、余り苛酷に失する。二年というのは、次条の三十四

条とも関連いたしましたので、そういうふうなことが三十四条でもできるのじやないかという関連もありましたので、二年を一年に修正をいたしましたといふことになると同時に、又ガス製造の従業員組合等に対して余りに苛酷に過ぎるのではないかと御心配からいたしまして、種々議論をいたしまして修正をいたしましたような次第であります。

○天田勝正君 時間もないようですが、先にも説明したように十二条で事業者を非常に規制いたしましたので、ガス事業以外の事業をやつてはいけない、これは事業者にとつては非常に致命的なのであります。それから五十三条の三項でこれに従事する者、つまり従業者でありましたもガスの供給に障害を生ぜしめましたときには罰則同様、というのは損壊したのと同じように「二年以下の懲役又は五万円以下の罰金」ということに処せられるくらい苛酷なものであります。かなりこれは苛酷であります。他の一般産業においては刑法で規定されなければ特別こういうただそれに携つておる、使われておるものがかような罰則を科せられるはずがないのに、公共事業、公共の福祉のためにいう法律の精神からして、そこに使われておる者すらこういう苛酷な懲役以下の罰金等が科せられる、こういうことになつてゐる立場から見ますならば、ガス主任技術者といふのは保安上については経営者といふよりも指示する、こういう強大な権限を持つておるものでありますから、その立場というものはかなり高いのでありまして、高いが故にみずから又規制するといふことも相当強くあらうともこれは苛酷

とは私も考えられない。でこの法律が先に言うように社会公共福祉のためにできている法律でありますから、当人にとつては苛酷であつても社会全般としてはそうしたほうが保安上よろしい、こう考えられるのに、これだけを取上げて苛酷というのはい体どういうわけでしょう。

○衆議院議員(齋木重一君) いろいろ御異論もあると存じますが、これだけを取上げたというようなことは、論議は各条に宜りまして論議をいたしたのであります。詳細なことは事務局長も同席をいたしておりますが、これらのほかの諸点につきましては、答弁等も十分あつたかと思ひますが、私はまだ記録を十分記憶をいたしておりませんけれども、そういうほかの諸点につきましては、次第でありまして、この点だけが特にこうだというような考えは持つておられないのであります。

○委員長(中川以良君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(中川以良君) 速記を始め。

○天田勝正君 ちよつとお聞きします。今お聞きになつたでしょうが、齋木議員の答弁は私はあいまいだと思ふ。それで聞きますが、これを原案において二年とされた根拠を一つお伺いしたい。

○政府委員(中島征帆君) これは特に二年でなければならぬというふうな確信の下にやつたわけではございませんけれども、法律違反等の事故によりまして資められたものはまあ少くとも二年間ぐらひは暫らく謹慎したほうがよろ

○天田勝正君 法律が初めてできる場合には、およそ法の腰だめのところがそれはあるのです。それは他の法案でも私はそう思つておりますけれども、この法律全般とすると事業を経営するもの、従業者、そういうものの立場よりも社会公共の保安という精神が私はかなりあるものと思ふ。だから罰則のほうを見て與にこれは細かな、要するに罰則を規定していると思ふのです。けれどもこれをあえて認めて行かなければならない、又衆議院の審議でそれを認めてこちらへ送つて来たといふことは、やはり何ともしもさつきから申上げますように、集団暴息、或いは爆発等が起きた場合にどのくらい社会一般、或いは善意に基いて、ただ交通してゐるというだけの人ですら今までの経験でも命を失つた、こういうような事態があるし、起り得る危険があるから、そこで社会の立場に立つて事業者、従業者を規制して罰則も随分苛酷にしていた、そういう立場に立つた場合に保安に関する限りは経営者その他の従業者と違つて主任技術者というものは最高権威者なんです。条文を見れば明瞭なんです。その最高権威者を規制するということは、他の法律だつてそうですけれども、責任の立場に立つた者の規制の仕方というものは他のものとのおのずから違つて来る。従つて他の、例えば五十三条、さつきも三輪

君が心配されて指摘しておりましたけれども、ただ命令を受けてこのガス事業に従事する者、雇われておる者ですら、供給に障害を生ぜしめた場合には、二年以下の懲役又は五万円以下、こういうような罰則すら適用されるのです。こういう苛酷なこともあえて認めるというところは飽くまでも社会公共のためであつて、そういう立場からすれば今局長が言う一年でも二年でもいい、或いは三年でもいいと、こうおつしやるけれども、ガス主任技術者の免状の交付を行わないといふことは、二年すら私は慥きに失する、私のほうは腰だめですが、けれどもほかの罰則と比較した場合に與に二年すら慥きに失する、これじや余り社会の福祉のためにならない、保安を十分維持することとはできないのじやないか。こういう心配をしているのに、一年でもいいといふのはちよつと私は納得できません。どうして一年でいいのですか。

○政府委員(中島征帆君) これは感じの問題でありますので、一年で絶対に心配ないといふことをはつきり申上げられることもないのであります。まあ大体二年くらいいたせば、前に過失がありましてそれは許してやつてもよからうという趣旨から、二年という原案を出したわけでありまして、併しそれを仮に一年に、半分にされたからといつて、こういうふうな趣旨が全然没却されるとも考えられませんか、まあ一年でも差支えなからうというふうな考えたわけでありまして。

○天田勝正君 どうもこれは……、それなら、質問を先にやつて、半年でも差支えありませんか、或いは三ヶ月でも差支えありませんか。

○政府委員(中島征帆君) 半年、三ヶ月ということになるとちよつと困ると思ふのであります。

○天田勝正君 だから、それじやお聞きします。幾ら腰だめといえども何かの限界があるわけですから、一つの規定を生ずるには……、ですから三ヶ月じや工合悪い、六ヶ月じや工合悪い、一年ならいいという、まあ今の答弁を聞くとわかるわけですが、それだから一年はこれだから大丈夫だといふことが何かありはせんかと思つてお聞きしてゐるわけですから、どの程度ならば心配なくて、どの程度以下ならば心配になりますか。

○政府委員(中島征帆君) やはり一定期間禁止を命ずるという趣旨であればまあ少くとも一年といふことは常識であらうと思ふのであります。三ヶ月たてば又元へ戻るといふことはちよつと常識でもおかしいと思ふのであります。それで併し一年でも短か過ぎる、二年か三年でなければならぬといふことは積極的にはこれは判定いたしかねるのであります。

○天田勝正君 これ以上は討論に亘るからやめたのだけれども、これはこの条文で見れば確かに一年でも二年でも三年でもいいといふことになるかも知れません。併しこの保安に對しての最高責任者がまあこの程度で仮に違反を犯したところですぐに又下附されるのだと、こういうことになれば……これは、罰則全体が突に苛酷に失するし、さつき言つたように、十二条の關係で、これは事業者のほうから言へば他の事業は営めないといふような法律は容易にありはせん、いろいろな会社に關係してゐる人が、我々社会党みた

いなものは何にも關係していないからいいようなものの、随分議員さんだつていろいろな会社に關係しておられる人があると思ふ、だからと言つて、これを制限されてはいないので、公益事業なるが故に、保安の金きを得なければ不測の禍いが生ずるからそういうことになるのです。だから、私はそれならば、逆に、保安の最高責任者がこの程度の規定でよろしいというならば、他の罰則は一齊に軽くして行く必要が生じて来ると思ふのですが、その点に關しては、他の罰則はそれでいいとお考えになつておりましようか。

○政府委員(中島征帆君) ほかのほうの罰則は大體バランスがとれておると思つておりますが、特に今の問題でございましてけれども、これはガス主任技術者の資格があるといふ免状を一應取上げて、それを一定期間下附しない、こういうことを狙つておるのであります。實際の保安の責に當る場合におきましては、これは経営主から主任技術者としての任命を受けまして仕事を進行。若しそれに大きな過失がありましては、恐らく会社のほうでもその者を解任いたしますので、又解任しませんが場合には三十七条の規定を適用いたしまして、政府のほうから解任いたすといふこともできると思ひます。従つて免状は仮に持つておりましたも、そういうふうな信用を置けないような人格に對しましては主任技術者としての地位を与へない。こういうことによりまして御心配の点は別の面の運用から十分取締することは可能だと考えております。

【速記中止】

○委員長(中川以良君) 速記を始め

て。他に御質疑もございませんようですが、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。念のために申し上げますが、衆議院の送付案は修正議決でございます。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○石原幹市郎君 私は只今議題となっております本法案に対して、修正案も含んで賛成の意を表したいと存じます。

本法案は通商産業省に設置されておりました電気及びガス関係法令改正審議会を中心として成案を得たものでありまして、ガス事業運営についての規制、ガスの製造及び供給についての保安に関する監督等につき適切な規定を整備しておるものでありまして、おむね妥当なる措置と思っております。但し本法案審議の経過に鑑みまして次の希望意見を述べておきたいと思

います。政府は本法案の運用に当りましては次に述べます諸点につき格段の留意を払われまして万遺憾なきを期して頂きたいと思っております。その第一はガス拡充五カ年計画を強力に推進しまして夥しい未処理需用家数の絶滅を速かに図つてもらいたいと思ふことであります。

第二の点は本法第十二条による兼業の許可に關しましては当該事業の中小

企業者を圧縮するがごときことなきやう配慮してもらいたいことであります。

第三は本事業は地方住民の利害に密接なる関係があるものでありますから事業の監督或いはガス工作物の保安監督の草につきまして地方自治体と密接なる関連が保たれるようこれ又格段の配慮がなされることを願うのであります。

以上の諸点を希望しまして本案に対し自由党を代表し賛成の意を表します。

○豊田雅孝君 私は遺憾ながら本案には幾多の疑問を持ちたいとしておりますので反対をしたいと思います。附して賛成をいたします。

一つは地域独占を認めるような原案であつたにかかわらず法制局との折衝において地域独占を認められんということになつたのであります。これは他の法令との関係においても相当疑問があります。又将来の運用については非常に疑義をかもし、当局としては苦境に立つことが予想されるのであります。それがだけに本法の運用につきましては将来誤解等を持たれないやうに、むずかしいことでありましようがその運用よろしきを得られるやうにせられまうと共に、本法案の疑義につきましては私の指摘いたしましたほかにあるわけであります。十分慎重検討を將來せられることを併せてお願いいたします。

第二には第十二条による兼業許可は最小限度にせられるやうに極力留意せられまして、不当に中小企業の圧迫をせられないやうに厳に留意せられた

い。

以上要望しまして賛成いたします。

○海野三朗君 社会党を代表いたします。ここに意見を述べてこの法案に先ずとにかく賛成の意を表するものであります。

二十八条におきましてこの地方の要求と申しますか、この保安上のみならず工事なんぞにつきまして苦情の起つた場合には、通産大臣はこれを常に考慮するといふことの、先ほど局長のお話でありましたが、これは通産大臣の言と心得てよろしいかといふことを伺ひました。先ず大政府の意向であるといふお話でありますから、これは了承いたしました。

第五十三条におきましてこの第二項、「みだりにガス工作物」この「みだりに」といふことも伺つたのであります。第三項におきまして「正当な事由がないのに」といふ、この正当、例えば労働争議のような場合には如何やうにこれを見るかといふことに對しては、それは正当なことがらによつてはその労働争議に正当な理由を認めるというお話でありますから、これも了承いたしました。そのほか逐次この条項を讀んで見ますと、実は穴だらけなのであります。その一つはこの主任技術者といふものを非常に重要視しておる。最高の権威者であるかのごとくに認めておりながら、一方において是一片の通産大臣の任免権でどうにもなるのだといふやうなところがあるやうに思ふのであります。同様に各点を追究して参りますと、穴がたぐささんあります。それは將來に譲りまして、ともかくこ

の法案は結構なことでありまうから、局長の連日に亘る御答弁は通産当局の御答弁と信じて、社会党左派におきましては賛成の意を表するものでございませう。

○武藤常介君 改進黨を代表して賛成の意を表する次第であります。簡単に申し上げます。本法案は民生の安定上、経済方面から見ても重要な法案であります。従つて今日までの電気と併せて一つの法律化によつたものが今度新たになつたことは当然なことと存じます。なお自由党その他縁風会、社会党左派の諸君からもこま／＼と御注意が

ありましたが、私もそれらは全く同感であります。殊にこの地域の独占という問題につきましては、法文としてはやはり独占は面白くないと私も考えております。併しながら、これを實際施行に當りましてはなか／＼これは問題を生ずるところでありますので、これが施行に當りましては十分地方的に紛争のないやうに留意されまして円滑に施行されるやうに是非お願いしたいと存するのであります。なおこの地方住民と、施行に當りましてなか／＼問題が起ると思ひますが、これはやはり地方自治体と円滑なる連絡の下に施行されるやうに今後の許可に當りましては十分留意されて欲しい。以上注意を申し上げまして本案に賛成する次第であります。

○委員長(中川以良君) ほかに御意見もないやうでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決をいたします。ガス事業法案を衆議院送付案通り可決することに賛成の諸君の御挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

○委員長(中川以良君) 全一致でございます。よつて本案は全会一致を以て衆議院送付案通り可決することに決定をいたしました。

なお本会議における委員長報告並びに事後の処置につきましては前例により委員長に御一任をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それから報告書には多数意見者の署名を附することになっておりますので、本案を可とされたかたは順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
加藤 正人 海野 三郎
石原幹市郎 黒川 武雄
小林 英三 岸 良一
豊田 雅孝 武藤 常介
酒井 利雄
○委員長(中川以良君) ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(中川以良君) 速記を始め暫時休憩をいたします。
午後一時十分休憩
【休憩後開会に至らなかつた。】

三月三十日本委員会に左の事件を付託された。
一、ガス事業法案(予備審査のため

の付託は一月二十五日)

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、小型自動車競走法の一部を改正する法律案(衆)

一、日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

小型自動車競走法の一部を改正する法律案

小型自動車競走法の一部を改正する法律案

小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第三条一項中「及び」を「、」に改め、「名古屋市の下に「、都のすべての特別区の組織する組合及びその区域内に小型自動車競走場が存在する市町村」を加える。

第十二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項を第三項とし、同条第三項を第四項とし、同条に第二項として次の一項を加える。

2 前項の払戻金の額が、勝車投票券の券面金額に満たないときは、その券面金額を払戻金の額とする。

第二十四条から第二十七条までを次のように改める。

(罰則)

第二十四条 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第二項の規定に違反し

た者

二 小型自動車競走に關して、勝車投票類似の行為をさせて財産上の利益を図つた者

第二十五条左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条各号の一に該当する者であつて当該各号に掲げる小型自動車競走に關し前条第二号の違反行為の相手方となつたもの

二 業として勝車投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から勝車投票券の購入の委託を受けた者

第二十六条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定に違反した者

二 第二十四条第一号の違反行為の相手方となつた者

三 第十一条第二号に該当する者であつて同号に掲げる小型自動車競走以外の小型自動車競走に關し第二十四条第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第十一条各号に掲げる者以外の者であつて第二十四条第二号の違反行為の相手方となつたもの

第二十七条 第十一条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者が同条の規定により勝車投票券の購入又は譲受を禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者(その相手方が発着者

であるときは、その発着に係る行為をした者)は、五万円以下の罰金に処する。

第二十八条 小型自動車競走会若しくは全国小型自動車競走会連合会の役員若しくは職員又は小型自動車競走の選手が、その職務又は競走に關して賄受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

因つて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第二十九条 前条に掲げる役員若しくは職員又は選手にならうとする者が、その担当すべき職務又は行すべき競走に關して請託を受けて賄受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、同条に掲げる役員若しくは職員又は選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 前条に掲げる役員若しくは職員又は選手であつた者が、その在職申請請託を受けてその職務又は競走に關して不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關して、賄受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第三十条 前二条の場合において、收受した賄受は、これを没収することのできないときは、その価額を追徴する。

第三十一条 第二十八条又は第二十九条に規定する賄受を供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円

以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第三十二条 偽計又は威力を用いて小型自動車競走の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 小型自動車競走においてその公正を害すべき方法により競走を共謀した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法(昭和二十五年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「四年」を「六年」に、「五年」を「七年」に改め、附則第六項中「五年」を「七年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十九年四月二十日印刷

昭和二十九年四月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局